市長意見の提出状況

(仮称) 千葉袖ケ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書(再手続版)

- 1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域 木更津市、市原市、袖ケ浦市
- 2 市長意見について 意見有り(別添参照)

木環政第32号-7 令和5年9月28日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

木更津市長 渡辺 芳邦 古馬

(仮称) 千葉袖ケ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価 方法書(再手続版) に対する木更津市長の意見について(回答)

令和5年8月3日付け環第577号で照会のありましたこのことについて、 別紙のとおり提出いたします。

担当

木更津市環境部環境政策課

政策係

電話: 0 4 3 8 - 3 6 - 1 4 4 2 FAX: 0 4 3 8 - 3 0 - 7 3 2 2

E-mail: kankyou@city.kisarazu.lg.jp



(仮称) 千葉袖ケ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書(再手続版) に対する木更津市長の意見

1 全般

・対象事業実施区域及びその周辺では、光化学スモッグ注意報が多く発令されており、大気環境の改善が必要となっている。また、実施区域周辺の地域は、同種の事業場が既に集中し立地していることを考慮し、総合的な環境への影響について、環境影響評価を適切に実施する必要がある。

2 大気関係

・対象事業実施区域周辺は、一部の大気汚染物質が環境基準を超過していることに加え、毎年、光化学スモッグ注意報が発令される状況にあること等から、PM2.5及び光化学オキシダントについて、既存の発生源との複合的な影響、短期的高濃度時の予測、評価を行うこと。また、空気冷却復水器からの温風による環境への影響についても、可能な限り予測、評価に努めること。

3 騒音、振動関係

・当該事業の実施に伴い、木更津市内の道路についても建設中及び稼働後の大型 車の交通量、自動車騒音、道路振動の増加が考えられることから、木更津市 内の調査地点を追加すること。

4 地球温暖化対策

・将来、対象事業実施区域内へ水素供給設備等の追加設置を見込む計画であることから、施設の稼働に伴い発生する二酸化炭素の予測においても、水素混焼を見込んだ予測、評価を行うこと。

市環管第2438号 令和5年10月5日

千葉県知事 熊谷 俊人 様



(仮称) 千葉袖ケ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価 方法書(再手続版) について(回答)

令和5年8月3日付け環第577号にて照会のありました件について、別紙のとおり 回答します。



(仮称) 千葉袖ケ浦天然ガス発電所建設計画 環境影響評価方法書(再手続版) に対する意見について(回答)

市原市

この計画は、株式会社千葉袖ケ浦パワーが、袖ケ浦市中袖の出光興産株式会社所有地において、天然ガスを燃料とするガスタービン燃焼温度 1,650℃級のコンバインドサイクル発電方式(出力 195 万 kW)の設備を設置するものです。

計画されていた冷却方式を、海水冷却から空気冷却に変更し、方法書段階から再手続を行うものであり、最新の高効率で水素混焼も可能なガスタービンコンバインドサイクル発電方式を採用することで、可能な限り二酸化炭素の排出低減に努めるとしています。

一方で、当該事業実施想定区域周辺には、住居、特別養護老人ホーム、学校、病院等があり、火力発電所の建設及び稼動にあたっては、環境影響についてできる限り回避、低減を図る必要があります。また、自然災害等に起因する事故も懸念されているところです。

したがって、安全性の確保、環境負荷のより一層の回避及び低減を図るための措置が講じられ、周辺住民等からの理解を得ることができる事業としていただくため、下記のとおり申し述べます。

記

1 総括的事項

(1) この計画に伴う環境影響を回避・低減するため、周辺住民等から得られた意見を十分勘案するとともに、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、科学的見地に基づく十分かつ適切な調査を行い、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。

2 各論

(1) 大気質について

空気冷却方式の採用に伴い、空気冷却復水器から大気中に熱が発せられることから、その影響についての予測及び評価を行うこと。

(2) 騒音について

空気冷却復水器の稼働に伴い低周波音が生じることから、周囲の環境に与える 影響についての予測及び評価を行うこと。

(3) 水質について

一般排水は隣接する事業所に排出する計画となっており、環境影響評価の選定外としているが、排出に至るまでの水質管理について万全な方策を講じること。 また、施工に伴い発生する排水等による影響について調査し、必要に応じて予 測及び評価を行うこと。

(4) その他

環境への影響の調査・予測・評価につき広く意見を聞き、より良い事業計画へとする環境アセスメントの趣旨を鑑み、事業者の事業計画への考え方や二酸化炭素排出削減に向けた取り組みなど、分かりやすい表記に努めること。



袖環第2181号 令和5年10月6日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

袖ケ浦市長 粕谷 智



(仮称) 千葉袖ケ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書(再手続版) に対する意見について(提出)

令和5年8月3日付け環第577号で照会のありました標記の件について、 別添のとおり提出いたします。



(仮称)千葉袖ケ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価 方法書(再手続版)に対する意見

当該事業は、最新のコンバインドサイクル発電方式を採用し、安価かつ環境負荷の少ない電気を安定供給することを目的とした、合計出力195万キロワットの天然ガスを燃料とする火力発電所であり、復水器冷却方式を海水冷却方式から空気冷却方式に変更することから、環境影響評価の再手続きを行うものである。

事業計画地は、大規模工場が多く存在する京葉臨海工業地域にあり、光化 学スモッグが発生しやすい地域であるほか、施設から約1キロメートルの距 離には住宅地も存在している。

また、国及び千葉県は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすると宣言しており、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が求められている。

これらの状況を踏まえ、事業者は、以下の点について真摯に対応し、適切 に調査・予測・評価を実施し、環境影響評価準備書を作成すること。

記

1 総括的事項

事業計画の具体化に当たっては、既存の実用化された技術の採用に留まることなく、随時環境の保全に関する最新の知見を取り入れ、最良の利用可能技術の導入を検討することにより、天然ガス火力発電における先進的な役割を果たすよう努めるほか、カーボンニュートラルの実現に寄与できるよう、より一層の環境への負荷の低減を図ること。

2 各論

(1) 大気質への影響に関すること

煙突の地上高を100メートルとしたことによる、排ガスの着地点の 変動等の影響について、根拠を明確にして予測及び評価すること。

(2) 騒音の影響に関すること

施設 (機械等) の稼働に係る騒音については、防音壁の設置に伴う音の回折等を考慮した上で、周辺環境への影響を予測及び評価すること。



(3)生物への影響に関すること

ア 空気冷却方式への変更に伴う再手続であるが、海域に生息する動植物 に対する影響についても、可能な限り調査、予測及び評価を検討すること。

イ 事業区域内の湿地帯に生息する動植物に対する影響について、可能な 限り調査、予測及び評価を検討すること。

(4) その他環境への影響に関すること

空気冷却復水器の稼働に係る排熱について、類似施設から知見を取り入れることなどにより、可能な限り多様なシミュレーションを行い、環境への影響の予測及び評価を検討すること。

(5) その他

本事業を進めるにあたっては、市民の理解が促進されるよう、積極的な情報公開及び丁寧な説明に努めること。